

6歳未満の子どもを乗せる場合は、道路交通法により『乳児用』『幼児用』『学童用』のいずれかのチャイルドシートを使用する義務があります。

## ふれあいバスでの チャイルドシート利用について

学童用を除く、乳児用および幼児用のチャイルドシートが必要な場合は、3点式シートベルト方式のバスにのみ装着することとなりますので、令和3年8月1日からのバス利用方法は次のとおりです。

「乳幼児」および「幼児用」のチャイルドシートが必要な場合



→ふれあいバス 1台のみ利用可能

「学童用」のチャイルドシートが必要な場合



→ふれあいバス 2台での利用可能

※ふれあいバス1台の利用定員は、新型コロナウイルス感染症対策のため、現在14名（子どもは最大13名）です。

皆様の安全で安心なバス利用のため、ご理解とご協力をお願いします。

山形市福祉推進部生活福祉課  
TEL 023-641-1212 (内線 768)